秋田県あきた暮らし・交流拠点センター

交流スペース運用要領

1 趣旨

秋田に関心のある人の交流等により、秋田への移住や就職を促進するため、秋田県あきた暮らし・ 交流拠点センター(以下「交流拠点」という。)の交流スペースにおいて、多くの団体等によるイベ ント等を開催することとしており、その運用方法について本要領により定めるものである。

2 交流拠点の概要

- [名 称] 秋田県あきた暮らし・交流拠点センター(愛称:アキタコアベース)
- 「住 所] 〒104-0031 東京都中央区京橋2-6-13 京橋ヨツギビル1階

[メール] coabase@a-iju.jp

- [電 話] 03-3528-6567
- [面 積] 97.56 ㎡ (うち交流スペースは約40 ㎡)
- [開館] 10時~18時(火曜日、5月3日~5日、8月13日~15日、12月29日~1月3日除く)

3 利用団体の要件及び利用制限

(1) 利用団体の要件

次の要件を全て満たす団体等を、イベント等を開催できる利用団体とする。

- ア 秋田県との関係性が認められる企業・団体・自治体であること
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
- ウ 暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者がいないこと
- エ 知事が認める団体等であること

(2)利用制限

次の利用はできないこととする。

- ア 1に反し、秋田県の地域振興に寄与しない利用
- イ 交流拠点の業務に支障を与えると思われる利用
- ウ 営利活動を主目的とする利用
- エ 物品販売を伴う利用
- オ 音楽等大きな音出しを伴う利用
- カ 調理を伴う飲食及び開館時間内における試飲を含む飲酒が発生する利用
- キ 宗教活動又は政治活動のための利用
- ク 公益を害し、又は風俗を乱すおそれのある利用
- ケ その他知事が不適当と認める利用

4 利用団体登録及び利用申請

交流拠点において、交流スペースの利用を希望する団体等は、利用団体登録及び利用申請を行い、 知事により認められる必要がある。

- (1)利用団体登録
- ア 交流拠点利用団体の認定を受けようとする団体等は、秋田県移住・定住総合ポータルサイト (以下「ポータルサイト」という。)利用団体登録申請フォームより、知事へ団体登録申請をす るものとする。
- イ 知事は、アの申請が適当と認められるときは、交流拠点利用団体の登録を行い、その可否を速 やかに電子メールにより通知する。
- ウ 秋田県内自治体における利用団体登録は不要とする。
- エ 申請及び問い合わせ先は次のとおり。

秋田県あきた未来創造部 移住・定住促進課 移住促進チーム

住所:〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1-1

メールアドレス: i ju@pref. akita. lg. jp

電話:018-860-1234

(2) 利用申請

ア 利用申請は、秋田県内自治体及び(1)により登録を認められた利用団体のみ可能とし、ポータルサイト利用申請フォームより、知事へ利用申請するものとする。

- イ 原則として、利用申請期間は、第1及び第2利用希望日のうち早い方の前日から起算して6月 前から原則1月前までとする。
- ウ 知事は、アの申請に係る利用可否を速やかに電子メールにより通知する。
- エ 利用団体は、利用1月前までにチラシ等イベントの概要が分かる資料を提出すること。
- オ 申請後は利用1月前までに交流拠点と運営について打ち合わせること。
- カー申請及び問い合わせ先は次のとおり。

秋田県あきた暮らし・交流拠点センター

住所:〒104-0031 東京都中央区京橋2-6-13 京橋ヨツギビル1階

メールアドレス: coabase@a-i ju. jp 電話: 03-3528-6567

(3)利用報告

交流拠点利用後は、その場で交流拠点職員ヘイベント等の実績について報告すること。

5 利用団体登録又は利用の取り消し

知事は、登録団体が次のいずれかに該当する場合及びその他管理運営上やむを得ない必要が生じた場合は、その登録の取り消し、又は利用の取り消しその他必要な措置を命じることができる。なお、(2)~(5)の理由により利用団体登録の取り消しを受けた団体の再登録は認めない。

- (1) 登録団体から登録取り消しの申し出があった場合
- (2) 本要領に違反した場合
- (3) 虚偽の申請等をした場合
- (4) 公序良俗に反する行為があったと認められる場合
- (5) その他知事が不適切と認める行為があった場合

6 利用可能範囲

- (1) イベント等での利用時間は、原則交流拠点開館日の10時から18時までの4時間以内とし、うち4(2)により申請した時間とする。但し、管理者が対応できない等事情がある場合はこの限りでない。なお、利用予定日前日から起算して2月前までの申請、かつ、特別な理由があり、知事が認める場合は最長20時までの利用を可能とする。
- (2) 連続した利用日数の上限は原則2日までとする。
- (3) 同一団体による1か月間の利用日数の上限は原則2日までとする。
- (4) イベント等の準備・撤収は、交流拠点の開館時間内に実施することとし、原則として利用可能時間の前後30分以内とする。
- (5) 利用可能スペースは、交流スペース(約 40 m²) のみとし、イベント等開催時は個別相談スペースまでの導線を確保すること。
- (6) イベント等への参加人数は最大 20 名を目安とすると同時に、原則として定員を設けた開催をすることとし、参加者がイベント等の定員を超過した場合は入場制限等の対応をすること。
- (7) 交流拠点は、イベント等で発生したトラブルについて一切の責任は追わないものとする。
- (8) イベント等で金銭授受がある場合、両替等に対し交流拠点職員は関与しない。

(9) 移住・就職関連イベントについては、上記の規定によらず認める場合がある。

7 利用可能設備及び備品

別紙「利用可能設備及び備品一覧」参照。

8 利用料

無料とする。

9 利用上の注意

- (1) 利用の取り消しや利用内容に変更が生じた場合は、速やかに4(2) カまで通知すること。
- (2) 利用後は、後片付け及び清掃、原状回復を行うこと。また、利用に際し発生したゴミは持ち帰ること。
- (3) 備品等を破損又は滅失した場合は、利用者においてその損害を賠償すること。
- (4) 利用申請者と利用者は同一であることとし、その地位を譲渡してはならない。
- (5) 必要に応じ、県が指定する様式による利用者アンケートを実施すること。
- (6) トイレはビルの共有スペースであるため、利用に配慮すること。
- (7) 交流拠点には駐車場はない。
- (8) イベント等に使用する荷物を交流拠点宛てに発送する場合は、休館日を除くイベント等の開催日前日の必着とし、事前に4(2)カへ報告すること。なお、交流拠点からの返送は不可とする。
- (9) お手伝いを必要とされる方の来訪に対応できる体制を整えること。

附則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年3月25日から施行する。